

四日市市告示第199号

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第90号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付申請期間)</p> <p>第5条 申請者は、前条の規定による申請書を、<u>当該年度の最終の開庁日までに</u>市長に提出しなければならない。</p>	<p>(交付申請期間)</p> <p>第5条 申請者は、前条の規定による申請書を、<u>市が当該年度に計画する飼い主のいない猫の避妊及び去勢手術費助成の受付期間内に、</u>市長に提出しなければならない。</p>
<p>(補助金の交付)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 申請者は、第1項に規定する補助金交付決定通知書の交付の日から2か月以内<u>又は当該年度の末日のいずれか早い日までに</u>当該猫の避妊又は去勢手術を受けさせなければならない。</p> <p>4 補助金の交付は、申請者が第1項に規定する補助金交付決定通知書及び委任状を協力獣医院に提出し手術を実施</p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 申請者は、第1項に規定する補助金交付決定通知書の交付の日から2か月以内に当該猫の避妊又は去勢手術を受けさせなければならない。<u>ただし、当該手術の日は、決定通知書の交付の日の属する年度の末日を超えないものとする。</u></p> <p>4 補助金の交付は、申請者が第1項に規定する補助金交付決定通知書及び委任状を協力獣医院に提出し手術を実施</p>

したときは、手術費から補助金の額を差し引くことにより行うものとし、それ以外の獣医院で手術を実施したときは、飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金請求書（第4号様式）に飼い主のいない猫の避妊等手術実施証明書（第5号様式）及び領収証を添付し手術後30日以内に市長に請求するものとする。

5 （略）

附 則

（有効期限）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

したときは、手術費と補助金の額とを相殺して行うものとし、それ以外の獣医院で手術を実施したときは、飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金請求書（第4号様式）に飼い主のいない猫の避妊等手術実施証明書（第5号様式）及び領収証を添付し手術後30日以内に市長に請求するものとする。

5 （略）

附 則

（有効期限）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式の3から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式の3(第4条の2関係)

飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金交付申請書

四日市市長

申請者

申請日	年 月 日
団体名	
住所	〒 四日市市
ふりがな	
氏名	
電話番号	

下記の猫の避妊等手術費の一部を補助されるよう申請します。なお申請にあたり、次の事項を誓約します。

- 一 手術対象の猫は、特定の飼い主のいない猫です。
- 二 当該猫の手術実施に対し、問題が発生した場合は、責任を負い、誠意をもって問題解決に努めます。
- 三 手術済みの猫である識別措置(耳先のV字カット等)を行うことを了承します。
- 四 手術後は、餌や糞尿の後始末等を行い、猫を適正に管理します。

記

1 申請額	_____ 円						
2 対象猫							
性別	メス オス	推定 年齢		毛色		生息 地域	
3 手術予定病院	_____						
4 添付書類	猫の特徴がわかる写真2部						

※確認欄(以下は記入しないでください)

申請者(管理者)の住所が確認できる書類 住民票 運転免許証 マイナンバーカード その他

第2号様式(第6条関係)

飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金交付決定通知書

衛生第 号の ー2

住所 四日市市

氏名

年 月 日付けで申請のあった飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金について

は、四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱第6条の規定により次の条件

を付けて金 円の額の交付を決定する。

年 月 日

四日市市長

条件等

避妊

1 この補助金は、飼い主のいない猫の()手術費に対し交付するものである。

去勢

2 この補助金の支払は、当該申請者が本交付決定通知書を獣医院へ提示し、上記の手術を実施したときに、手術費から補助金の額を差し引くことにより行うものとする。

3 上記の手術は裏面に記載の獣医院で実施するものとする。

4 上記の手術は本交付決定通知書の交付の日から2か月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに実施しなければならない。

5 上記の手術に係る費用が決定額に満たないときは、当該手術費用を補助金の額とする。

6 この手術を中止する場合には、市長に届け出なければならない。

第3号様式(第6条関係)

飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金交付決定通知書

衛生第 号の —2

住所 四日市市

氏名 _____

年 月 日付けで申請のあった飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金については、四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱第6条の規定により、次の条件を付けて金 _____ 円の額の交付を決定する。

年 月 日

四日市市長

条件等

避妊

1 この補助金は、飼い主のいない猫の()手術費に対し交付するものである。

去勢

2 この補助金の支払は、上記の手術を実施した後に補助金請求書に飼い主のいない猫の避妊等手術実施証明書及び領収書を添付し、手術後30日以内に市長に請求するものとする。ただし、上記の手術に係る費用が決定額に満たないときは、当該手術費用を補助金の額とする。

3 上記の手術は本交付決定通知書の交付の日から2か月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに実施しなければならない。

4 この手術を中止する場合には、市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(健康福祉部衛生指導課)